

# 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人茨城県民生委員児童委員協議会と称する。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

### (目 的)

第 3 条 この法人は、民生委員児童委員の職務能力向上と自主活動の充実強化を図り、広く地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員の資質向上に関する研修等の実施
- (2) 民生委員児童委員活動に関する調査研究及び情報の提供
- (3) 市町村民生委員児童委員協議会に対する協力援助
- (4) 関係団体への協力及び連携
- (5) 民生委員児童委員の互助共励に関する事業
- (6) その他本法人の目的達成のため必要な事業

### (会 員)

第 5 条 この法人は、茨城県内の民生委員児童委員をもって会員とする。

## 第 2 章 資産及び会計

### (資産の種別)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

### (事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置くものとする。

## 第3章 評 議 員

### (評議員の定数)

第10条 この法人に評議員40名以上45名以内を置く。

### (評議員の資格)

第11条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第65条第1項に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

### (選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は再任されることができる。

### (評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第10条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

### (報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 4 章 評 議 員 会

### (構 成)

第 15 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権 限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

### (招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、会長は評議員に対して、あらかじめ会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

### (決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第 20 条 会長が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、評議員（その事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員がその提案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役 員

#### (役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 16 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長とする。なお、理事 1 名については常務理事とし、この法人の事務局長をもってあてる。

3 前項の会長を法人法上の代表理事とし、同項の常務理事を法人法上第 197 条で準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、会長を補佐し常務を処理する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員が欠けた場合又は第22条に規定する定数に足りなくなった場合は、辞任し、又は任期の満了により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利及び義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

#### (役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問及び参与)

第29条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応え、参与は、法人の運営について助言するものとする。

## 第6章 理 事 会

#### (構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及びその解職

#### (招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

#### (決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長（会長に事故ある場合には、出席した理事の全員）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第 7 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

#### (解 散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

#### (剰余金)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

#### (残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、法人法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は茨城県に贈与するものとする。

### 第 8 章 部会及び専門委員会

#### (部会及び専門委員会)

第 39 条 この法人の事業を運営するため、必要に応じ部会及び専門委員会を設けることができる。

- 2 部会及び専門委員会に必要な事項は、別にこれを定める。

### 第 9 章 事 務 局

#### (事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の同意を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の設置及び運営に関する必要な事項は、別にこれを理事会で定める。

### 第 10 章 情報開示

#### (書類等の備え置き及び閲覧)

第 41 条 第 8 条に規定する書類は、主たる事務所に当該事業年度の末日まで備え置き、第 9 条第 1 項に規定する書類及び監査報告書は主たる事務所に定時評議員会の日から 2 週間前の日から 5 年間備え置くとともに、定款を置き、業務時間内は一般の閲覧に供するものとする。

#### (公 告)

第 42 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

### 第 11 章 雑 則

#### (委 任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、高木彦治とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大内 元一	飯村 義雄	桑名 賢
塙 昭一	助川 二郎	細野 文哉
折本 佐平	宇留野孝一	小坂部和子
鈴木 直美	半田 健市	落合繁治郎
若月 博	大森 勝芳	三國 省治
鈴木 正義	佐藤 肇	内藤 義彦
片岡キヨ子	慶野多美子	飯竹 榮司
黒澤 年雄	安 正機	大槻 光夫
植田 義継	柳生 進	梶 文雄
神尾 多門	鶴見 重夫	倉持 嘉男
坂本 吉弘	飯島 偉市	小野塚俊男
人見 隆	五十野道夫	浅野 功
大保公比己	我妻 英吉	道口 薫
河野 進	齋藤 友良	田中 正一
諏訪 洋一	長濱 隆夫	田口 隆夫

付 則

1 この定款は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

1 この定款は、令和3年4月1日から施行する。